

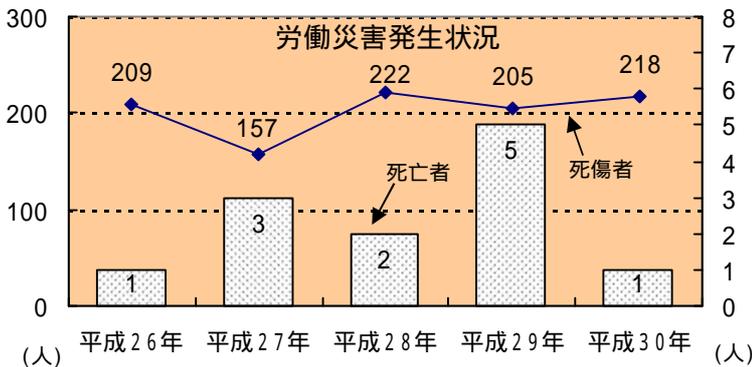


労働災害が急増しています！！

労働災害防止対策の徹底を！

十和田労働基準監督署管内(十和田市、三沢市及び上北郡の一部)では、労働災害が平成17年以降増加傾向にあり、特に平成30年は前年比+13件(+6.3%)の増加となり、さらに、令和元年においても6月末現在で前年同期比+41件(+51.9%)と大幅な増加となっており、増加傾向に歯止めがかからない状況が続いています。

この傾向が続けば、労働災害が、2年連続で増加し、かつ、令和元年は大幅に増加するという極めて憂慮すべき事態も想定されることから、各事業場におかれましては、労働災害防止対策の一層の徹底をお願いします。



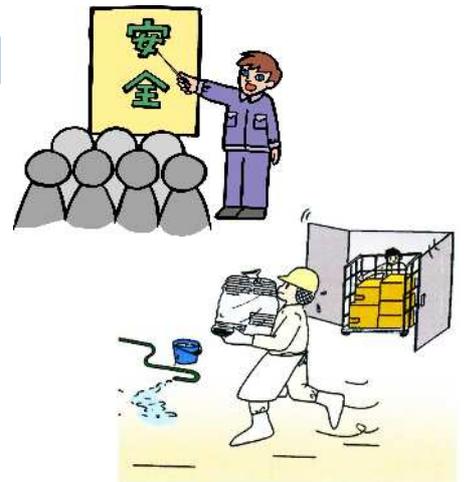
	H30年6月末	R1年6月末
死亡者数	0人	1人
死傷者数	79人	119人
死傷者数は前年同期比 51.9%増加		

資料出所：労働者死傷病報告

労働災害防止対策（事業場における実施事項）

- 1 雇入時の安全衛生教育を確実に行いましょう。
- 2 次の事項を実施し、危険要素を把握し、対策を講じましょう。
 - (1) 事業主・安全衛生責任者による職場巡視
 - (2) 作業員からのヒヤリ・ハット事例の報告・集約
 - (3) 安全衛生委員会・安全衛生打合せ会議の開催
- 3 機械へのカバーの設置やそうじ等の際の機械の停止確認をし、はさまれ・巻き込まれ災害の防止を図りましょう。
- 4 整理・整頓を実施し、通路でのつまずき、滑り等による転倒災害の防止を図りましょう。
- 5 手すりの設置、墜落制止用器具(安全带)・保護帽の使用等により、墜落・転落災害の防止を図りましょう。

主な業種別の対策については裏面を御参照ください。

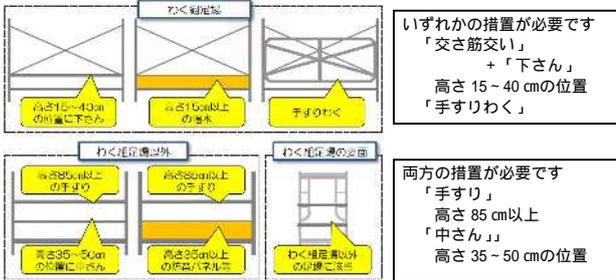


(令和元年7月)

建設業における労働災害防止対策

建設業においては、墜落・転落災害が最も多く発生し、特に、足場、はしご等（はしご、脚立）からの墜落が多く発生しています。

労働安全衛生規則に基づく足場を設置しましょう。



はしごが動かないように固定しましょう。

墜落制止用器具・保護帽を使用させましょう。

ドラグ・ショベル（バックホウ）など車両系建設機械との接触等は重篤な災害につながりません。立入禁止措置又は誘導者の配置を確実に行いましょう（誘導者とは交通誘導者のことではありません！）

「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく安全衛生管理を行いましょう。

製造業における労働災害防止対策

製造業においては、はさまれ・巻き込まれ災害が最も多く発生しています。

はさまれ・巻き込まれ災害を防止するため、使用する機械に安全ガード（覆い、ふた、囲い等）を取り付けましょう。また、清掃を行うときや異物を取り除くときには必ず機械を停止させてから行いましょう。

機械に非常停止装置が付いているか確認しましょう。



転倒災害を防止するため、床面、階段及び通路はつまずきや滑りの原因となる凹凸や水ぬれ等を取り除きましょう。

労働者に対する教育の内容は、次のようなものがあります。

- 機械の各部の構造及び機能
- 機械の取扱方法
- 関連機器及び運動する機器の取扱方法
- 作業規程
- 作業開始前点検及び定期点検
- 災害事例
- 関係法令

陸上貨物運送業における労働災害防止対策

陸上貨物運送業においては、墜落・転落災害及びはさまれ・巻き込まれ災害が多く発生しています。

荷の取扱作業における労働災害防止対策を行いましょう。

「荷役5大災害防止チェックリスト」を活用しましょう！

危険な状況を示す図と墜落防止対策の例



フォークリフト作業における労働災害を防止しましょう。



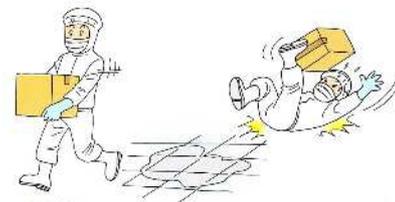
「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく安全衛生管理を行いましょう。

商業・社会福祉施設等第3次産業における労働災害防止対策

商業・社会福祉施設等第3次産業においては、転倒災害が最も多く発生しています。また、腰痛も多く発生しています。

床面、階段及び通路はつまずきや滑りの原因となる凹凸、水ぬれ、ごみ等がない状態にしましょう。

段差のある場所には、注意喚起の表示をしましょう。



4S活動（整理・整頓・清掃・清潔）を推進し、転倒災害防止対策を講じましょう。

安全衛生管理体制（各種管理者・推進者の選任及び委員会等の開催）を構築しましょう。

腰痛予防対策に係る教育を行いましょう。（陸上貨物運送業・第3次産業共通）

腰痛は物を持ち上げる動作を行うときに多く発生しています。

腰部に負担が掛からないよう動作・姿勢には十分注意してください。

- 荷に正しく向き、膝を軽く曲げ、腰を落とし、背筋を伸ばしてしっかり持つこと。
- 床上 50 cm 以下又は胸より高い位置で取り扱わないこと。
- 荷物の重量が 55 kg を超える荷は 2 人以上又は台車により取り扱うこと。

